**安全保障貿易管理に係るチェックシート**

**PM氏名**： 　　　　　　　　　　　　*（署名、日付）*

**研究開発名**：

公募要領「第２章2.2.3 安全保障貿易管理について」を参照し、研究開発提案書に外国為替令別表に該当するような技術（※）に関する記載があるかを確認して下さい。確認の際は「経済産業省：安全保障貿易管理」のホームページに掲載されている最新の貨物・技術のマトリクス表（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\_intro.html）を用いて下さい。

該当する記載がない場合：

以下の「□」をクリックし、「⌧」にして下さい。

最新の貨物・技術のマトリクス表を用い、研究開発提案書に外国為替令別表に該当するような技術（※）に関する記載が無い事を確認しました。

該当する記載がある場合：

下記チェックリストの該当する項番の「確認結果：該当する」の「□」をクリックし、「⌧」にして、詳細欄に提案書中の該当箇所、該当していると考えられる理由、技術の内容等、該当する外国為替令別表の項番・項目、該当する貨物等省令の項番・項目を記載して下さい。

チェックリストには項目が無いが最新のマトリクス表に該当する場合も、詳細欄に同様に記載して下さい。

**なお、本紙の内容は研究開発提案の採否には一切影響しません。**

※技術とは：貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報を指す。

設計とは：一連の製造過程の前段階のすべての段階（設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等）

製造とは：すべての製造過程（建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等）

使用とは：設計、製造以外の段階（操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等）

**チェックリスト**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 外国為替令別表の項番 | 技術 | 確認結果 | | |
| 該当する | 該当しない |
| 1 | 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 |  |  |
| 2 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 数値制御装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの |  |  |
| 3 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の三の項（一）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術  （二） 輸出貿易管理令別表第一の三の項（二）又は(三)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの |  |  |
| 3の2 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項（一）に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術  （二） 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項（二）に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの |  |  |
| 4 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。）  （三） ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。）  （四） オートクレーブの使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （五） 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの |  |  |
| 5 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （三） セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （四） ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （五） ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （六） 削除  （七） 複合材料の設計に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）  （八） 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） |  |  |
| 6 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。）  （三） 数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。）  （四） 金属の加工用の装置又は工具（型を含む。）の設計又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）から（三）までに掲げるものを除く。）  （五） 液圧式引張成形機（その型を含む。）の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（四）に掲げるものを除く。）  （六） 数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの |  |  |
| 7 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 輸出貿易管理令別表第一の七の項（十六）に掲げる貨物の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （三） 集積回路の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）  （四） 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。）  （五） 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。） |  |  |
| 8 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る 技術であって、経済産業省令で定めるもの（四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （二） 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（(一)並びに四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。） |  |  |
| 9 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 輸出貿易管理令別表第一の九の項（一）、（二）又は（三）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （三） 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で 定めるもの（七の項の中欄に掲げるものを除く。）  （四） 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（七の項の中欄に掲げるものを除く。） |  |  |
| 10 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の一○の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 輸出貿易管理令別表第一の一○の項（二）若しくは（九）から （十一）まで又は一五の項（七）に掲げる貨物の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （三） 光学部品の製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。）  （四） レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。）  （五） 削除 （（一）に掲げるものを除く。）  （六） レードームの設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの （四の項の中欄に掲げるものを除く。）  （七） レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの |  |  |
| 11 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の一一の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 輸出貿易管理令別表第一の一一の項（一）から（四）までに掲げる貨物の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （三） 削除  （四） アビオニクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） |  |  |
| 12 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の一二の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 輸出貿易管理令別表第一の一二の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （三） プロペラの設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの （（一）及び（二）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。） |  |  |
| 13 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （二） 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）  （三） ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）及び（二）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （四） 航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一の項の中欄に掲げるものを除く。）  （五） ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（一四の項の中欄に掲げるものを除く。） |  |  |
| 14 | 輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの |  |  |
| 15 | （一） 輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （二） 削除  （三） 音波を利用した水中装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （四） 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （五） ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの  （五の二） 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの （（三）に掲げるものを除く。）  （六） ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であって、経済産業令で定めるもの |  |  |

※技術の詳細等については、経済産業省HPの安全保障貿易管理を参照すること。（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/）

**詳細欄**

該当する記載が1つでもある場合は、下記に詳細を記入

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案書中の該当箇所 | 該当していると考えられる  理由、技術の内容等 | 外国為替令別表の該当部分 | | 貨物等省令の該当部分 | |
| 項番 | 項目 | 項番 | 項目 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　必要なら行を追加してください。